

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表道路建設課の部及び産業建設課の部道路等の現場で作業を行う職員の項を次のように改める。

道路等の現場で 作業を行う職員	作業服上下（夏用）	1	1	
	作業服上下（冬用）	1	2	
	ゴム長靴	1	2	
	雨衣	1	1	
	安全靴	1	2	
	ヘルメット	1	5	
	空調服	1	3	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。